

第4回緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会 議事録

第1 日 時 令和5年（2023年）11月7日（火曜日）
14:00～17:00

第2 場 所 慈恵病院マリア館4階会議室

第3 参加者

1 対 面：森座長、床谷委員、高木委員、石黒委員、安發委員、傘委員、
駒井委員、大場委員、光安委員、古閑委員、蓮田健委員、蓮田真琴
委員

2 オンライン：安保委員、柏木委員、姜委員

第4 内容

1 開会

2 子どもの権利を基盤としたアプローチについて
安保委員による説明が行われた。

3 内密であることを選択する状況下における「三つの権利」と子の出自を知る権利の保障に関する一私見
石黒委員による説明が行われた。

4 子どもの出自を知る権利を考える～記録保管とルーツ探し支援の取り組みから～
大場委員による説明が行われた。

5 「このとりのゆりかご」に預けられた子どもに対する真実告知の実態調査結果について
古閑委員による説明が行われた。

6 わたしはわたし～生まれてきて良かった～
傘委員による説明が行われた。

7 子どもにとっての出自を知る権利の保障
駒井委員による説明が行われた。

8 意見交換
委員の意見交換が行われた。主な意見は、別紙のとおりである。

9 閉会

第4回緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会
意見交換で出た主な意見

【養親へのサポート等について】

- ・子どもが出自に関する情報にアクセスできる仕組み、養子縁組後も養親子をサポートする体制を作っていくべきである。
- ・養親同士が悩みを共有し、相談できる場があれば、葛藤する養親を減らすことができるのではないか。

【出自情報について】

- ・実親に対し、出自情報は子どもにとって大事なものであるということを伝えることが大事であるし、伝えるための専門家を養成する訓練が必要である。
- ・個人が特定される情報と特定されない情報があるが、個人を特定できる情報について、同意がないと取得しないのか、取得はするが開示の際に同意が必要か、など開示・保存方法に関する細かな議論が必要である。
- ・いつ、何を知りたいかは、子どもによって異なる。出自情報を知るためのプロセスが大事。

【その他】

- ・出産後に猶予期間を設けることによって、その女性が子どもを育てると決意できるかもしれない。
- ・子どもの出自を知る権利を考えると、実親の権利として完全に匿名で出産するという選択肢があってもよいのではないか。
- ・養子縁組の場合のルーツについては半世紀以上の議論の蓄積があり、体制や人材ができあがっている点で内密出産の場合とは異なる。2つを区別して議論すべきである。
- ・内密であることと出自を知る権利をどのようにバランスをとるか、ゆりかご設置当初からの問題意識としてあるが、これまでの実績とともに当時より議論が深まってきたと思う。